

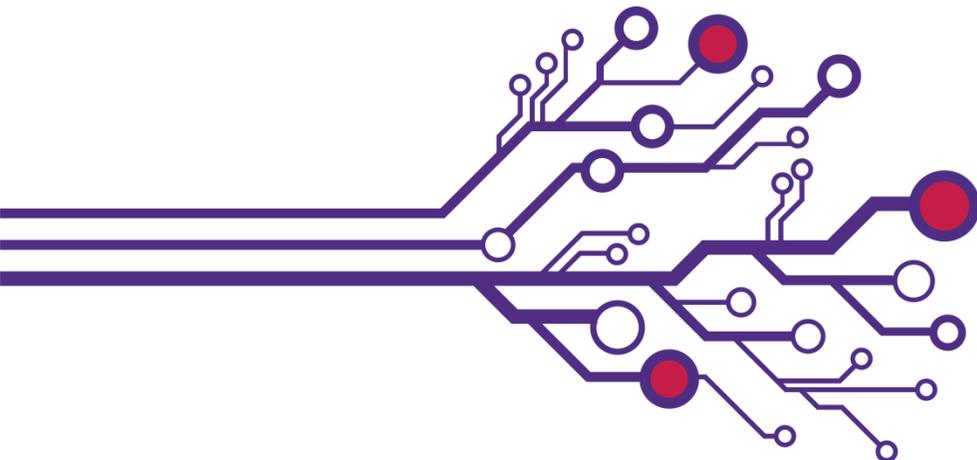
# ベトナムにおけるIPv6技術に対応した機器、ソフトウェア、コンテンツの研究・製造の分野への投資

November 2016

近年、情報技術 (IT) は、持続可能な成長が期待でき、成長速度が速く、売上高も高く、輸出額も大きい、経済の中心となる分野の1つとしてベトナム政府から評価されています。在ベトナム欧州商工会議所 (Eurocham) の2016年度白書における調査報告によれば、ベトナムの IT 分野は、2015年から2019年の期間に11.6%の成長率で成長を継続するであろうとされています。その重要性を認識して、ベトナム政府は、IT 分野で活動する企業に対して、非常に多くの支援優先政策を打ち出してきました。

一方で、インターネット、インターネット・サービス、そして、インターネットへの接続設備の急速な普及に伴い、IPv4技術に基づくIPアドレスは、世界中で、従って、ベトナムでも枯渇しつつあります。インターネットの安定した発展にも、従来のプロトコルが抱える課題を克服するためにも、IPv6プロトコルへの移行が不可欠です。ベトナムでのIPv6技術に対応する機器、ソフトウェア、コンテンツの研究・製造分野に関心を持つ投資家に皆様に、今回のニュースレターでは、以下について外観してみたいと思います。

1. IPv6技術に対応する機器、ソフトウェア、コンテンツの研究・製造分野 (“IPv6 対応分野”) への投資プロジェクトに対する各種優遇措置。
2. IPv6 対応分野において活動する人材に対する優遇措置。
3. IPv6 対応分野への投資家に対する弊社 Grant Thornton Vietnam からのご支援



# 1. IPv6技術に対応した機器、ソフトウェア、コンテンツの研究・製造の分野(“IPv6対応分野”)への投資プロジェクトに対する優遇措置

## a) 投資政策:

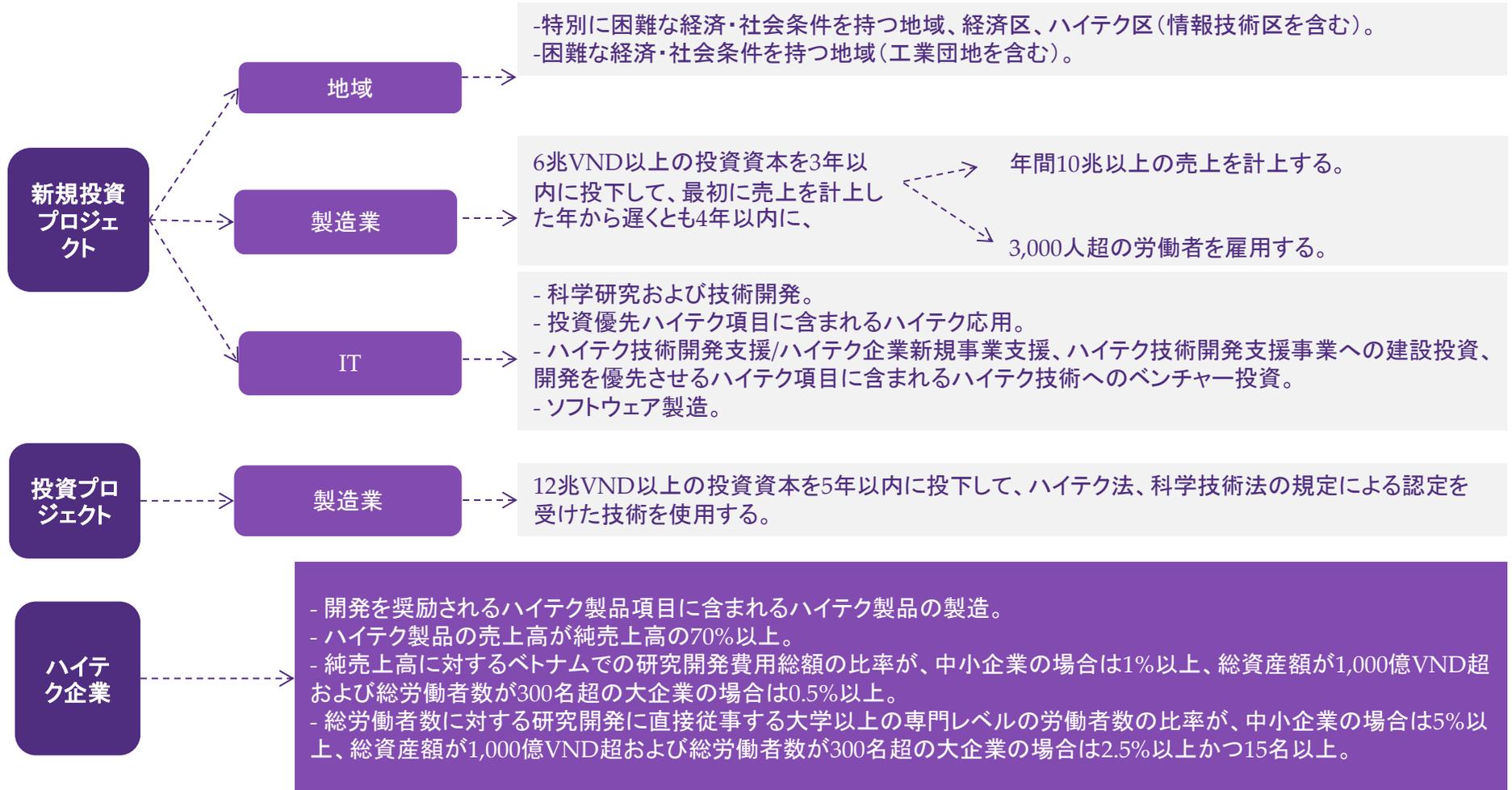
- (IPv6対応分野を含む)ソフトウェア製品・デジタルコンテンツ製品の製造、ソフトウェアサービスなどは、2014年投資法の施行細則政令 Decree 118/2015 / ND-CPが定める特別投資優遇分野に含まれています。
- IPv6技術は、インターネットサービスおよびネットワーク情報の管理、提供、使用に関する政令 Decree 72/2013 / ND-CPに基づく投資開発を優先するハイテク項目リストに含まれています。
- IPv6技術に対応した機器、ソフトウェアの研究、製造、輸入、および、応用活動は、ハイテク法に基づく優遇・補助の対象となります。
- IPv6技術に対応する機器、ソフトウェア、および、サービスは、Decision 66/2014 / QD-TTgに基づく開発を奨励されるハイテク製品リストに含まれます。



## b) 税務政策:

### 法人所得税 (“CIT”)

#### 優遇措置の対象:



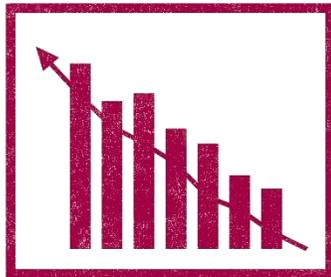
## 法人所得税の優遇措置:

- 前述の優遇対象に該当するIT分野でのプロジェクトに対しては、法人所得税の優遇税率10%が15年間、かつ、4年間の免税および続く9年間の50%減税が適用されます。但し、困難な経済・社会条件を持つ地域、または、有利な経済・社会条件を持つ地域以外に所在する工業団地での新規投資プロジェクトについては、以下の通りです。
  - 困難な経済・社会条件を持つ地域(工業団地を含む。但し、有利な経済・社会条件を持つ地域の工業団地を除く)でのIT分野への新規投資プロジェクトに対しては、10年間にわたる法人所得税の優遇税率20%(2016年1月からは17%)、かつ、2年間の免税および続く4年間の50%減税が適用されます。
  - 有利な経済・社会条件を持つ地域の工業団地でのIT分野への新規投資プロジェクトに対しては、10年間にわたる法人所得税の優遇税率20%(2016年1月からは17%)が適用されます。

以下の所得については、下記の優遇が適用されます。

- (i) 科学研究・技術開発の契約履行から得る所得。
  - (ii) 試作品の販売から得る所得。
  - (iii) ベトナムで初めて使用する新技術により製造された製品の販売から得る所得。
- 課税年度2013年まで: (i), (ii), (iii) の売上計上日から最長1年免税。
  - 課税年度2014年以降:
    - (i) の売上計上日から最長3年免税
    - (iii) の売上計上日から最長5年免税。
    - 試作品製造段階での (ii) の所得は、法令の規定に従い免税。

従って、IPv6 対応の分野は、現行法令において最も高い法人所得税の優遇措置を受けることができます。



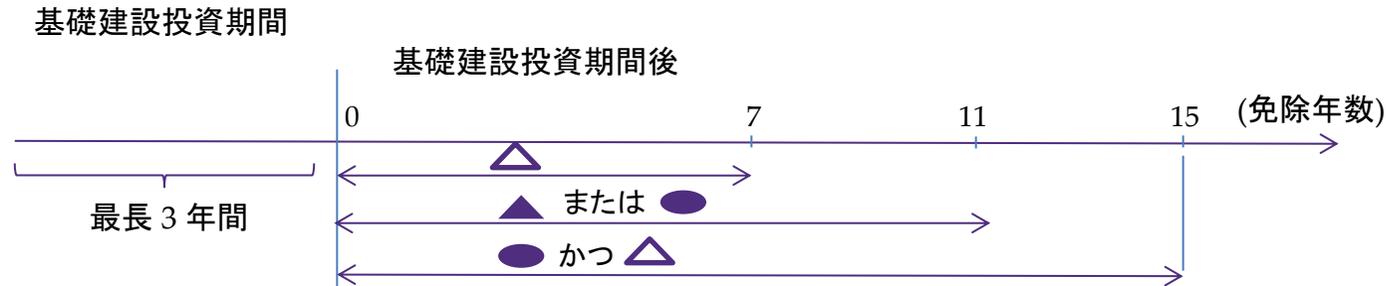
**輸入関税:** 固定資産を形成するために輸入する貨物に対して、輸入関税が免税されます(新規投資プロジェクトおよび拡張投資プロジェクト共に適用されます)。

**付加価値税 (VAT):** IPv6 対応のソフトウェア製品およびソフトウェアサービスは、VATの非課税対象になります。

**土地リース料、水面リース料:**

特別に困難な経済・社会条件を持つ地域でのIT分野に該当する投資プロジェクトに対しては、土地リース料、水面リース料が、リース全期間において免除されます。

承認された投資プロジェクトが以下の場合に該当すれば、基礎建設投資期間の期間中および期間後において、土地リース料、水面リース料が、各々のケースに応じて免除されます。



- : 投資が特別優遇される分野
- △ : 困難な経済・社会条件を持つ地域
- ▲ : 特別に困難な経済・社会条件を持つ地域

**投資信用、輸出信用:**

コンピュータ・ソフトウェア (IPv6 対応のソフトウェア、コンテンツ) は、輸出信用の供与対象リストに含まれています。

## 2. IPv6 対応分野で働く人材に対する優遇措置:

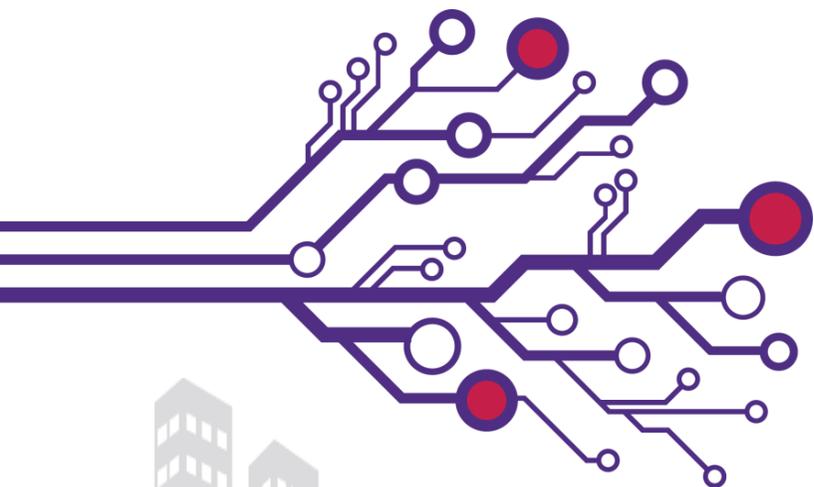
2016年5月26日付け政府決議 Resolution 41/NQ-CP によれば、IT分野で働くハイテク人材については、給与所得に対する個人所得税額が50%減税されます。これによれば、IPv6 対応分野に従事する人材についても、この優遇措置を受けることができます。

## 3. Grant Thornton Vietnam からのご支援:

弊社 Grant Thornton では、投資家の皆様が享受可能な税務優遇措置の特定やアドバイス、そして、会社設立に関わる手続き支援、税務当局からの税務優遇内容の確認を得るための手続き支援など、ベトナムにおける投資家の皆様の権利を担保するためのご支援をさせて頂いております。

また、弊社 Grant Thornton では、企業様の投資段階、および、事業開始後の段階での税務申告支援など税務コンプライアンス・サービスもご提供させて頂いております。

**詳細については、弊社 Grant Thornton Vietnam の専門家までお問い合わせ下さい。**



このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton (Vietnam) の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton (Vietnam) からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

#### Hanoi Office

18<sup>th</sup> Floor, Hoa Binh International Building Tower  
106 Hoang Quoc Viet Street,  
Cau Giay District, Ha Noi  
Việt Nam  
T + 84 4 3850 1686  
F + 84 4 3850 1688

#### Hoang Khoi

Tax Partner  
D +84 4 3850 1618  
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

#### Nguyen Dinh Du

Tax Partner  
D +84 4 3850 1620  
E Du.Nguyen@vn.gt.com

#### 大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk  
ĐT +84 4 3850 1680  
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

#### Pham Ngoc Long

Tax Director  
D +84 4 3850 1684  
E Long.Pham@vn.gt.com

ニュースレターのダウンロードは

下記サイトへアクセス下さい。

[www.grantthornton.com.vn](http://www.grantthornton.com.vn)



#### Ho Chi Minh Office

14<sup>th</sup> Floor, Pearl Plaza  
561A Dien Bien Phu, Binh Thanh District  
Ho Chi Minh City, vietnam  
D + 84 8 3910 9100  
F + 84 8 3914 9101

#### Nguyen Hung Du

Tax Partner  
D +84 8 3910 9231  
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

#### Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director  
D +84 8 3910 9235  
E Valerie.Teo@vn.gt.com

#### Tran Hong My

Tax Director  
D +84 8 3910 9275  
E HMy.Tran@vn.gt.com

#### 則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Desk  
D +84 8 3910 9205  
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

#### Tran Nguyen Mong Van

Tax Director  
D +84 8 3910 9233  
E MongVan.Tran@vn.gt.com

